

《介護保険サービス利用時の減免等の制度》

○標準負担額の減額

介護保険施設に入所した場合に、食事の負担額が減額されます。

<対象となる人>

- ・世帯員全員が市民税非課税の人
- ・世帯員全員が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給している人
- ・生活保護被保護者

○社会福祉法人等による利用者負担額の減免

減免を実施している社会福祉法人のサービスを利用した場合に、利用者負担額が軽減されます。

<対象となる人>

- ・世帯員全員が市民税非課税で、本人の合計所得が0円の人
- ・世帯員全員が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給している人
- ・世帯員全員が市民税非課税で、利用者負担額が減免されなければ生活保護被保護者となる人

※ 減額・減免を受けるには申請が必要です

介護のことで困ったら悩まず相談を

介護保険制度に関することや、介護のことでお困りの人は、最寄りの在宅介護支援センターに、お気軽にご相談ください。

▶ 白根市在宅介護支援センター
☎ 373・4663

▶ 在宅介護支援センターしなの園
(担当地区: 新飯田・茨曾根・庄瀬・小林)
☎ 373・3796

▶ 在宅介護支援センターみずき苑
(担当地区: 白井・鷲巻・白根町部)
☎ 373・2195

▶ 在宅介護支援センター白根やすらぎの里
(担当地区: 大郷・根岸・大通・白根北部)
☎ 362-0280

問い合わせ

各種サービス、利用料金については
保健福祉課介護福祉推進室
☎ 内 270、271、233



表6 在宅サービスの利用限度額

| 区分 | 利用限度額 |
|------|----------|
| 要支援 | 61,500円 |
| 要介護1 | 165,800円 |
| 要介護2 | 194,800円 |
| 要介護3 | 267,500円 |
| 要介護4 | 306,000円 |
| 要介護5 | 358,300円 |

表7 施設サービスの介護報酬(要介護3の場合)

| サービスの種類 | 単価 |
|---------------------|----------|
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 245,400円 |
| 介護老人保健施設 | 276,300円 |
| 介護療養型医療施設 | 350,400円 |

利用した場合は単価金額の1割を負担します。

※金額は利用月額平均であり、実際の利用金額は、認定された介護度や施設によって異なります

また施設に入所した場合は、別途食費や日常生活用品などの負担があります。

■利用者負担は事業者に支払います
利用者負担は、サービスを提供する業者に、利用した人が直接支払うこととなります。
支払ったときは、領収書を受け取るようにしましょう。

■パンフレットができました
介護保険や、白根市の高齢者に関するサービスを紹介した、パンフレットができました。
市役所、在宅介護支援センターなどにありますのでご利用ください。

表5 在宅サービスの利用料金(介護報酬)

サービスを利用した場合は単価金額の1割を負担します

| サービスの種類 | 内容・条件 | 単価 | |
|-------------|------------------------|------------|---------|
| 訪問介護 | 身体介護(1回につき) | 30分未満 | 2,310円 |
| | | 30分以上1時間未満 | 4,020円 |
| | 生活援助(1回につき) | 1時間以上 | 5,840円 |
| | | 30分以上1時間未満 | 2,080円 |
| 訪問入浴介護 | 1回につき | 2,910円 | |
| 訪問看護 | 訪問看護ステーションの場合(1回につき) | 1時間以上 | 12,500円 |
| | | 30分未満 | 4,250円 |
| | | 30分以上1時間未満 | 8,300円 |
| 訪問リハビリテーション | 1日につき | 11,980円 | |
| 通所介護 | デイサービスセンター単独型施設を利用する場合 | 3時間以上4時間未満 | 3,540円 |
| | | 4時間以上6時間未満 | 5,060円 |
| | | 6時間以上8時間未満 | 7,090円 |
| 通所リハビリテーション | | 3時間以上4時間未満 | 3,510円 |
| | | 4時間以上6時間未満 | 5,000円 |
| | | 6時間以上8時間未満 | 6,990円 |
| 短期入所生活介護 | 特別養護老人ホームを利用(1日につき) | 8,410円 | |
| 短期入所療養介護 | 老人保健施設を利用(1日につき) | 9,830円 | |
| 福祉用具貸与 | 特殊寝台などの福祉用具の貸与 | 貸与に要する費用 | |
| 居宅療養管理指導 | 医師が行う場合(1回につき) | 5,000円 | |
| 痴呆対応型共同生活介護 | 1日につき | 7,960円 | |
| 特定施設入所者生活介護 | 1日につき | 5,490円 | |
| 福祉用具の購入 | 腰掛便座などの福祉用具の購入 | 1年間で10万円まで | |
| 住宅改修費 | トイレなどの改修費用 | 20万円まで | |

※通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護は、「要介護1」と認定された場合に利用する場合の金額です
※施設の種類や時間帯などのさまざまな条件によって、加算金がつく場合があります。サービスを利用する際は、必ず事前に確認してください

居宅サービスの利用料金

厚生労働省から、事業者がサービスを提供したときに受け取る、サービス利用料(介護報酬)の改定について発表がありました。(表5)

例えば、「要介護1」の認定を受けた人が、通所介護(デイサービス)を六時間以上八時間未満の時間帯で利用した場合、サービス利用料は、七、〇九〇円です。この金額のうち、九割は介護保険から給付され、残りの一割が自己負担となります。従って、七〇九円が利用者負担となります。

また居宅サービスでは、認定区分に応じて一カ月に利用できるサービスの限度額があります。(表6)

例えば「要介護1」の認定を受けている被保険者の場合は、一カ月当たり十六万五、八〇〇円が利用限度額になります。限度を超えてサービスを利用することもできますが、超えた金額については全額自己負担になります。

なお限度額いっぱいにはサービスを利用するかどうかは、本人や家族の希望によります。

施設サービスは、要介護認定を受けた人が利用できます。要支援認定を受けている人は利用できません。

施設サービスの利用料金

施設に入所する場合のサービス利用料は表7のとおりです。